

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年4月21日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100175号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200002号

## 第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年12月21日から同年11月21日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和49年11月21日から同年12月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和49年11月21日から同年12月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年11月21日から同年12月21日まで

私は、昭和29年4月1日にA社へ入社し平成7年8月1日に退職するまで正社員として勤務しており、請求期間についても同社から給与が支給され厚生年金保険料が控除されていた。

しかしながら、厚生年金保険の記録では、A社B支店の被保険者資格取得年月日が昭和49年12月21日となっており、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、昭和49年11月21日を資格取得日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

C社人事部発行の社員調書、企業年金連合会から提出されたD厚生年金基金の中脱記録照会(回答)(以下「中脱記録照会(回答)」という。)、雇用保険の加入記録並びに複数の同僚の回答及び陳述から、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(昭和49年11月21日にA社E支店から同社B支店に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和49年12月の記録及び中脱記録照会(回答)における請求期間の報酬給与から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和49年11月21日から同年12月21日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。